

令和8年度
かめおか地域産業イノベーション支援事業
【新製品開発事業】
募 集 要 領

* 申請受付期間 * 令和8年4月15日(水) ~ 令和8年6月13日(金)

亀 岡 商 工 会 議 所

1 事業目的

本事業は、亀岡市内中小企業者が有する技術、製品、サービス、ノウハウ等の強みを活かし、新たな付加価値の創出を図るための新商品開発や試作品開発、既存技術の高度化に向けた取組を支援するものである。

市場ニーズを踏まえた製品開発を促進するとともに、大学等との連携や地域資源の活用を通じて競争力のある商品創出を後押しし、地域産業の振興及び持続的な事業成長の実現を目的とする。

なお、本事業では、単なるアイデアや販売方法の工夫にとどまらず、製品そのものにおける機能、性能、品質又は製造プロセスに関する改良・工夫を伴う取組を対象とする。

2 助成対象期間

助成金の交付を受けて行う事業の期間は、原則として助成金の交付決定日から令和9年2月28日(日)までです。

※ 助成金交付決定前に事業着手(契約行為、発注等)をする場合は、事前着手届の提出が必要です。

※ 助成対象経費の支払いは、令和9年2月28日(日)までに完了することが必要です。

3 助成対象事業

OICKとの連携(相談・支援等)による新製品開発事業(相談・支援等)

「1 事業目的」に沿って実施される事業であって、新たな付加価値の創出を目的とし、技術的工夫又は製造プロセスの改善を伴う製品開発のための試作を行う事業とする。

本事業では、新たな製品の開発に資する取組を重視する。

ただし、既存製品の改良であっても、技術的工夫又は製造プロセスの改善を伴い、新たな付加価値の創出が認められる場合は対象とする。

※「OICK」オープン・イノベーション・センター・亀岡(京都先端科学大学京都亀岡キャンパス内)

<対象事業>

- ・既存製品の機能、性能又は品質の向上に資する改良
- ・製造プロセスの改善又は高度化を伴う製品開発
- ・新たな技術的工夫を伴う新製品の開発
- ・上記に係る試作品の開発及び検証

<対象外となるもの>

- ・技術的工夫や検証を伴わない商品開発
(例：ターゲット変更のみ、用途変更のみ、デザイン・パッケージ変更のみ等)
- ・既存技術の範囲内で容易に製造可能な製品の追加
- ・試作や性能検証を伴わない事業
- ・製作工程のほとんどを外注又は委託により行う事業
- ・実現可能性の低い事業

4 対象事業者

本事業は、亀岡市内に事業所等を有する製造業等(主たる事業として製造業を営む場合のほか、製造業を兼業する場合を含みます)の中小企業者またはそのグループが対象です。

※ 1つの企業は、別区分であれば申請が可能ですが、1区分のみ申請している企業を優先とします。また、1つの企業は、同じ事業区分について3回までです。4回目以降は前回までの「かめおか元気企業支援助成」の採択から3年以上空けていることが条件となります。審査においては、3回目以内の応募者を優先します。

※ 中小企業者として本補助事業の対象となる会社及び個人(製造業以外は、製造業を兼業する場合)

主たる事業として営んでいる業種	資本金基準 (資本金の額又は出資の総額)	従業員基準 (常時使用する従業員数)
製造業、その他(下記以外)	3億円以下	300人以下
卸売業	1億円以下	100人以下
小売業	5千万円以下	50人以下
サービス業	5千万円以下	100人以下

※ 資本金基準、従業員基準のいずれか一方の基準を満たせば対象となります。

※ 常時使用する従業員には、事業主、法人の役員、臨時の従業員を含みません。

(注) 次のいずれかに該当するときは対象となりません。

ア 役員等(個人である場合はその者を、法人である場合はその役員又は事業所の代表者をいう。以下同じ。)が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成23年法律第77号。以下「暴力団対策法」という。)第2条第6号に規定する暴力団員(以下「暴力団員」という。)であると認められるとき。

イ 暴力団(暴力団対策法第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。)又は暴力団員が経営に実質的

に關与していると認められたとき。

- ウ 役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどした認められるとき。
- エ 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは關与していると認められるとき。
- オ 役員等が暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき關係を有していると認められるとき。
- カ 下請契約又は資材、原材料の購入契約その他の契約にあたり、その相手方がアからオまでのいずれかに該当することを知りながら、当該者と契約を締結したと認められるとき。
- キ 対象事業者が、アからオまでのいずれかに該当する者を資材、原材料の購入契約その他の契約の相手方とした場合（カに該当する場合を除く。）に、會議所が対象事業者に対して当該契約の解除を求め、対象事業者がこれに従わなかったとき。

5 助成対象経費

助成対象となる経費は、申請事業の実施に直接必要な経費として、申請事業以外の業務と明確に区分できるものです。※消費税抜きの計算で計上してください。

＜助成対象となるもの＞

- ① 原材料費
- ② 外注加工費
- ③ 委託費（デザイン料、設計費、調査研究費等）
- ④ 専門家等に対する謝金

＜助成対象とならないもの＞

人件費（給与等）、旅費、借入金及び支払利息、公租公課（消費税など）、振込手数料、代引き手数料、飲食・接待費等

※ 内容によっては対象外となるものもありますので、會議所へ事前にご確認ください。

※ 外注加工費・委託費の占める割合は、助成対象経費の2分の1以内とします。

※ 交付申請書の実施計画書（「事業の概要」欄）において、試作の工程の概要（工程のそれぞれの順序と予定時期、内部加工と外注加工の区分など）をご記載ください。また、外注加工がある場合、収支予算書において原材料費は、内部加工分と外注加工分との区分がわかるようにご記載ください。

6 助成率等

- (1) 助成率 3分の2以内
- (2) 限度額 50万円（OICK連携の場合は、80万円）

※ 交付額は、千円単位とし、端数が出た場合は切り捨てます。

7 審査及び結果の通知

提出いただいた申請書は、審査会において、次のような観点から総合的に評価・審査し、採択事業を決定し、文書により各申請者に審査結果を通知します。

〈評価基準〉

基本評価項目	1. 実現性 ① 事業のスケジュールの妥当性 ② 実施体制の確保 2. 開発内容の妥当性 ① 従来製品・技術における課題、又は新製品開発にあたり解決すべき技術的・市場的課題が明確であるか ② 課題又は市場ニーズに対する解決手法・実現手法が具体的に示されているか	配点 各 10 点 ※合計 40 点満点 ※ボーダーライン： 基本評価項目で 20 点以上が第一条件となる。
加点评価項目	3. 技術性・新規性 ① 技術的工夫や製造プロセスの改善が認められるか（10 点） ② 単なる用途変更・ターゲット変更にとどまらないか（10 点） ③ 新規性又は改良性の程度（10 点） 4. 事業性・発展性 ① 市場ニーズ及びターゲットの明確性（15 点） ② 事業の継続性・発展性（自走可能性）（15 点）	合計 60 点満点

- ※ 複数年計画の場合は、事業全体の審査かつ今年度計画について審査します。
- ※ 交付申請書の実施計画書（事業の概要）において、上記の評価基準を考慮して、事業の内容や事業の効果をご記載ください。
- ※ 審査の途中経過並びに審査結果についてのお問い合わせには一切応じられませんので、あらかじめご承知ください。
- ※ 助成金は、予算の範囲内で交付するため、不採択や採択されることになった場合でも希望された金額の全てに応じられない場合や、3分の2未満の助成率となる場合があります。また、多くの市内事業者にも公平に機会提供するため、3回目までの応募者を優先します。

8 申請手続き

(1) 受付開始及び締切

- 公募要領公開・申請受付開始： 2026年 4月 15日（水）
- 申請受付締切： 2026年 6月 13日（金） 17：00

(2) 申請手続きの基本的な流れ

必要書類は、亀岡商工会議所のホームページに掲載しております。
まずは商工会議所 経営支援員にご相談ください。

(3) 提出書類

- 印の書類を提出してください。申請時に全ての必要書類が整っていることを確認してください。
- (★) の書類については、必ずメールにて提出ください。
- (★) 以外の書類については、PDF 等でメールに添付いただくか、商工会議所窓口へご提出ください。

書類名	法人	個人事業者
交付申請書 (★) (第1号様式から第3号様式)	○	○
事前着手届 (★) ※ 交付決定前に事業着手される場合は、事前着手届も提出してください	○	○
最近1期分の決算書 (貸借対照表、損益計算書、販売費及び一般管理費の内訳書、製造原価報告書) の写し	○	○
最近1期分の確定申告書の写し (青色申告決算書、又は収支内訳書も含む)	○	○
決算期を迎えていない場合は開業届の写し	○	○
市税完納証明書 (申請日から3カ月以内に発行されたもの)	○	○
その他申請事業に関する資料	○	○

- ※ 「市税完納証明書」の交付については、亀岡市役所 税務課（0771-25-5014、12番窓口）にお問い合わせください。
- ※ マイナンバー（12桁の個人番号）の提供は不要のため、提出書類に記載されている場合は、番号が見えないよう黒塗りしてください。

9 補助事業実施期間等

補助事業実施期間	実績報告書提出期限
交付決定日～2027年2月28日（日）まで	2027年3月1日（月） 17：00 (商工会議所必着)

※上記実施期間の途中で、補助事業が終了（補助対象経費の支払いまで含みます）したときは、その日から起算して14日を経過した日、または上記「実績報告書提出期限」のいずれか早い日までに実施事業内容および経費内容を取りまとめ、提出しなければなりません。

10 助成金の支払いについて

実績報告書の提出があった場合は、事業完了検査を行い、検査に合格したものについて助成金をお支払いします。

助成金の支払いは精算払いとします。

11 助成事業内容の発表等について

助成金の交付決定を受けた事業について、その概要を亀岡商工会議所、亀岡市役所のホームページ等で発表する場合があります。

助成金の交付決定を受けた事業について、事業の進行中、事業の完了後の経過を聴取させていただくことがあります。

12 問合せ先

亀岡商工会議所

〒621-0806 亀岡市余部町宝久保1番地の1

電話番号 0771-22-0053 FAX 0771-25-1200